

平成20年3月31日

第38回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. ジクロルミド

(1) 用途

薬害軽減剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成19年1月12日に厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第10回確認評価第二部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

各種毒性試験結果から、ジクロルミド投与による影響は主に肝臓に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験の1.4 mg/kg 体重/日であったが、より長期の2年間慢性毒性試験の無毒性量は6.5 mg/kg 体重/日であり、用量設定を考慮すると、ラットの無毒性量は6.5 mg/kg 体重/日と考えられることから、より低値であったイヌを用いた90日間亜急性毒性試験の無毒性量5 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)の設定根拠とした。安全係数は慢性毒性試験に供した動物種が一種類だったことから300とした米国EPAの評価を妥当とし、0.016 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

2. ハロスルフロンメチル

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成19年3月5日に厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第14回確認評価第一部会においてADIが決定した。

なお、平成15年7月1日に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価に係る意見聴取もなされている。

(3) 評価の概要

試験結果から、ハロスルフロンメチル投与による影響は主に体重増加量に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の10.0 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。

3. フェンアミドン

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成19年6月25日に厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第8回確認評価第二部会においてADIが決定した。

その後、平成19年11月16日にインポートトレランス申請に係る追加の意見聴取がなされた。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

試験結果から、フェンアミドン投与による影響は、主に甲状腺及び肝臓に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.83 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.028 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。

4. ププロフェジン

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成19年8月21日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第7回確認評価第二部会においてADIが決定した。

なお、平成15年7月1日に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価に係る意見聴取もなされている。

(3) 評価の概要

試験結果から、ププロフェジン投与による影響は主に肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.90 mg/kg/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.009 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。